

山口市森林境界明確化促進協議会 森林境界意見集約図事務取扱要領

令和2年4月1日

第1 趣旨

この要領は、山口市森林境界明確化促進協議会（以下「本会」という。）が、森林境界意見集約図（以下「集約図」という。）の適正な管理及び円滑な情報の提供などの取扱について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、森林境界意見集約図とは、本会が、森林整備地域活動支援交付金事業により森林所有者・管理者の情報を整理した図面をいう。

第3 集約図の配備

集約図は、協議会事務局に配備する。

第4 利用上の留意事項

集約図に掲載する情報は、森林整備地域活動支援交付金事業により整理した情報に基づき、森林を所有または管理する者の氏名であり、所有権、境界線、面積等について確定するものではないこと。

第5 閲覧・交付に関する取扱

1 申請の方法

申請者は、「森林境界意見集約図交付（閲覧）申請書」（第1号様式）と併せて、申請者が本人であることを確認するに足る書類を提示するものとする。

2 交付の決定等

前項の申請を受けたときは、前項の申請書に必要事項が記載されていることを確認し、集約図の交付（閲覧）が適当であると認めたときは、「森林境界意見集約図交付（閲覧）台帳」（第2号様式）に記載し、集約図を交付するものとする。

3 交付に係る費用の徴収等

- (1) 集約図を交付する場合は、それに係る費用を徴収するものとする。ただし官公庁その他会長が適当と認める者からの交付申請の場合は、この限りでない。
- (2) 集約図の規格および交付に係る費用は、日本工業規格B列5～A列3で集約図を複写または出力したものとし、1枚当たりフルカラー20円とする。
- (3) 集約図の交付に係る費用を受領したときは、領収書を申請者に交付するものとする。

第6 その他

その他、この要領に定めのない事項については会長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。